

ロシア連邦大統領令

ある種の資産の一時的管理について

ロシア連邦、ロシア法人および自然人から所有権を不法に剥奪するおよび（または）その所有権を制限しようとする、アメリカ合衆国およびそれに加わった外国国家ならびに国際機関の非友好的、かつ国際法に反する行動に対して緊急措置を講じる必要性に鑑み、ロシア連邦の国益を保護することを目的として、連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制的措置について」、2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にもとづき、以下の通り決定する：

1. ロシア連邦および（または）ロシア法人または自然人からの、ロシア連邦、ロシア法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家（以下、「非友好的外国国家」）の領内に存在する資産の所有権、および（または）財産権の剥奪、上記権利の制限、もしくは、かかる剥奪、制限の脅威、ロシア連邦の国家安全、経済的安全、エネルギー安全またはその他の安全への脅威、ロシア連邦の国防力への脅威の発生があった場合に、以下の資産が一時的管理下に置かれることを定める：

a) ロシア連邦領内に存在する、非友好的外国国家との関係を有する外国人（そうした外国人が当該国家の市民または居住者である場合、登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）およびそうした外国人の支配下にある者（以下、「非友好的外国国家の者」）の動産および不動産；

b) 非友好的外国国家の者に帰属する有価証券、ロシア法人の定款（拠出）資本金中の持分；

c) 非友好的外国国家の者に帰属する財産権。

2. 本令に添付された、一時的管理の対象となる動産および不動産、有価証券、ロシア法人の定款（拠出）資本金中の持分ならびに財産権のリストを承認する。

3. 連邦国家資産管理局を一時的管理者に指定する。

4. 連邦国家資産管理局の提言による場合を含め、ロシア連邦大統領によって他の者を一時的管理者に指定することもできる。

5. 一時的管理者は一時的管理下に置かれている動産および不動産、有価証券、ロシア法人の定款（拠出）資本金中の持分ならびに財産権（以下、「資産」）の所有者としての権限を行使する。ただし、それらの資産を処分する権限を除く。

6. 一時的管理者は一時的管理下に置かれている資産の棚卸を行い、それらの資産の保全を保障する役割を遂行する。

7. 資産の一時的管理に係わる費用は、それらの資産の活用によって得られる収入で賄われる。

8. 資産の一時的管理はロシア連邦大統領の決定によって停止される。

9. 本令はそれが公布された日から発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

2023年4月25日 第302号

2023年4月25日付
ロシア連邦大統領令
第302号により
承認

一時的管理の対象となる

動産および不動産、有価証券、ロシア法人の定款（拠出）資本金中の持分ならびに財産権の
リスト

No.	資産	一時的管理者
	I. 動産	
	II. 不動産	
	III. 有価証券	
1.	上場株式会社「ユニプロ」の、「ユニパーSE」(Uniper SE) に属する、株式83.73%	連邦国家資産管理局
2.	上場株式会社「フォルトウム」の、「フォルトウム・ラシヤ B.V.」(Fortum Russia B.V) に属する、株式69.8807%	連邦国家資産管理局
3.	上場株式会社「フォルトウム」の、「フォルトウムホールディング B.V.」(Fortum Holding B.V) に属する、株式28.3488%	連邦国家資産管理局
	IV. 法人の定款（拠出）資本金中の持分	
	V. 財産権	